

規制改革・民間開放推進会議

基準認証・資格制度WG

平成17年2月14日

厚生労働省

- (1) 理容師資格制度の概要・必要性
- (2) 美容師資格制度の概要・必要性

(回答)

1. 理容師資格制度は、昭和22年に議員立法により制定された理容師法（昭和22年法律第234号）に基づくものであり、同法において「理容」とは、「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」とされているところである（理容師法第1条の2第1項）。

理容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮膚に鋭利な刃物を当て、又は化学薬品等を使用して容姿を整えるもので、人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であることから、必要な知識及び技能を理容師養成施設において修得した後、国家試験である理容師試験に合格し、理容師免許を与えられた理容師のみが業として行うことができるものである。

また、不特定多数の者を対象とする業であることから、公衆衛生上の危害の発生等を防止するため、理容業を行うための場所である理容所や必要な器具等についても、理容師法等により衛生上必要な措置を講じることとしているところである。

2. 美容師資格制度は、昭和32年に議員立法により制定された美容師法（昭和32年法律第163号）に基づくものであり、同法において「美容」とは、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされているところである（美容師法第2条第1項）。

美容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮膚を対象として、パーマ液、化粧品等を使用して容姿を美しくするものであり、人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であることから、必要な知識及び技能を美容師養成施設において修得した後、国家試験である美容師試験に合格し、美容師免許を与えられた美容師のみが業として行うことができるものである。

また、不特定多数の者を対象とする業であることから、公衆衛生上の危害の発生等を防止するため、美容業を行うための場所である美容所や必要な器具等についても、美容師法等により衛生上必要な措置を講じることとしているところである。

(3) 両資格を統一できないとされる根拠・両資格の相違点（具体的には 教科課程、 専門技術、 国家試験における具体的な相違点）

（回答）

1.（教科課程について）

(1) 理容師、美容師の養成施設での学科講習については、各課目においてそれぞれ理容、美容に特有の内容が盛り込まれているほか、「技術理論」においては、その内容が大きく異なっているものである（（参考1）参照）。

(2) 実技講習における相違点については、以下のとおり。

理容師養成施設

ヘアカッティングについては、男性を対象とした短髪刈り込み技術を中心とした講習であり、このほか、理容独自のものとして、シェービング、理容マッサージ等について、講習を受けている。

美容師養成施設

ヘアカッティングについては、元来、女性長髪中心のカットであったため、刈り込み技術等は全く教えられておらず、長髪を活かしたデザインカットを中心とした講習を受けているところである。

また、長髪を活かして、ヘアウェービング、ヘアカーリング、アップスタイル、等様々な技法によるヘアセッティング技術の習得に多数時間が割かれている（都内の標準的な養成施設における実技講習では、理容90時間に対し、美容265時間）。

このほか、美容独自の講習としては、メイクアップ、着付け技術、ネイル技術等が課されているところである。

（参考2）及び（参考3）参照。

2.（専門技術について）

1.のとおり、理容師と美容師とでは、それぞれ養成施設において異なった内容の教科課程が組まれているため、それぞれの専門技術についても、理容師は、短髪刈り込み技術を中心としたヘアカッティング、シェービング等を専門技術とする一方、美容師は、長髪カット技術を中心としたヘアカッティング、特殊な技法によるヘアセッティング、メイク等を専門技術としているところである。

3.(国家試験について)

- (1) 筆記試験については、1. のとおり、学科講習の内容について理容師と美容師とでは異なることから、その試験内容についても、特に「技術理論」において相違が見られるところである((参考4)参照)。
- (2) 実技試験(平成17年前期)の相違については、以下のとおり。

理容師国家試験

理容師の基礎的技術として、7:3の分髪スタイルによる「カッティング」、ネットシェービング、フェイスシェービング及び顔面処置を含む「シェービング」及び7:3の分髪線のある「整髪」が課される。

美容師国家試験

美容師の基礎的技術として、オールウェーブセッティングによる「ヘアセッティング」及び上層部の毛から下層部への毛とごくわずかな段差をつけながら毛先につながりをもたせるグラデーション・ボブスタイルによる「カッティング」が課される((参考4)及び(参考5)参照)。

(4) 理容師資格保有者の美容所における就業、美容師資格保有者の理容所における就業といった形態での両資格の相互受入れができないとされる根拠

(回答)

- 1 現行の理容師法、美容師法では、それぞれ「理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設」、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設」とし、理容サービスは理容所において、美容サービスは美容所においてそれぞれ提供されており、消費者は自分が受けたいサービスを理容所、美容所に赴くことによって選択し、当該サービスを受けているところであり、このような現行制度は社会的に定着しているものである。
- 2 御指摘のような理容師資格及び美容師資格の相互受入れについては、例えば、理容所施設の中で、理容師のみが従事する理容所、理容師及び美容師の両方が従事する理容所が存在することとなり、同様の事態は美容所施設においても起こり得ることとなり、これによって、これまで理容所、美容所に赴くことによって提供されるサービスを選択していた消費者に無用の混乱を生じさせるとともに、現行の理容師法、美容師法制度体系との関係も整理する必要がある。
また、行政指導監督の観点からは、理容師及び美容師が混在している場合には、行政機関が、理容師又は美容師によって、理容行為又は美容行為が適正に行われているのかを把握することが困難となり、そのような公衆衛生上の危害等が発生しないような実効性のある指導監督を行うことができないおそれがある。
- 3 また、理容師及び美容師が混在している状況においては、業務が多忙な時期などに、本来理容師にしか認められていない短髪刈り込みやシェービング行為といった理容行為を、代わりに美容師が行ってしまう可能性があり、適正な施術等が行われないことによって、人の身体の安全に係る問題や公衆衛生上の危害が発生するおそれがある。
- 4 以上のように、理容師資格及び美容師資格の相互受入れについては、現行の理容師法及び美容師法に基づく理容師資格制度及び美容師資格制度の在り方を根本的に変えるものであり、上記のような問題点等を踏まえると、そのような措置を講じることは困難である。

(5) 理容師資格保有者数・理容所数の推移、美容師資格保有者数・美容所数の推移

(回答)

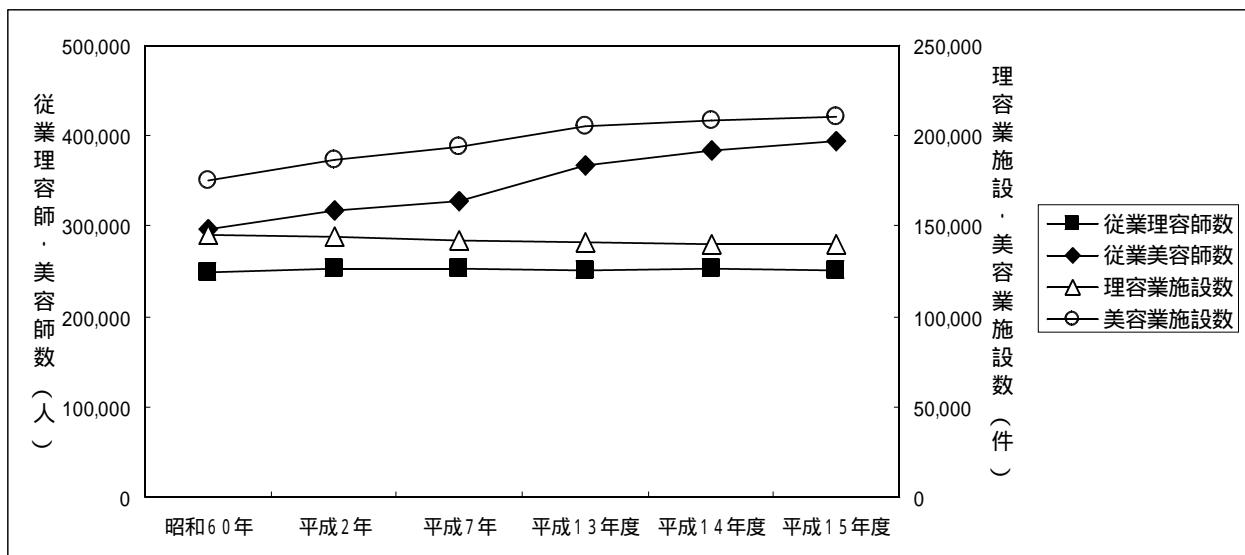
【理容師】(データは平成15年度末現在)

- ・理容所に従業している理容師数 251,981人
- ・理容所営業施設数 140,130件
- ・一施設当たりの従業理容師数 1.8人

【美容師】(データは平成15年度末現在)

- ・美容所に従業している美容師数 394,478人
- ・美容所営業施設数 210,795件
- ・一施設当たりの従業美容師数 1.9人

従業理容師・美容師数及び理容業施設・美容業施設数



平成7年以前は各年12月末現在の数字。

(6) 2つの資格を併せ持つ資格者の数並びに就業の実態について把握している場合にその状況

(回答)

2つの資格を併せ持つ資格者の数並びに就業の実態について、当方では把握していないところである。

理容師養成施設及び美容師養成施設の教科課目及び標準授業時間数

(参考1)

理容師養成施設及び美容師養成施設の教科課目及び標準授業時間数については、それぞれ理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）、美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）において以下のとおり定められているところ。

理容師養成施設		美容師養成施設	
課	標準授業時間数	課	標準授業時間数
必修課目		必修課目	
関係法規・制度 ・理容師法	30	関係法規・制度 ・美容師法	30
衛生管理	90	衛生管理	90
理容保健	120	理容保健	120
理容の物理・化学 (理容に特有なものとして) ・シェーピング用香粧品	90	理容の物理・化学 (美容に特有なものとして) ・化粧液(美容エッセンス) ・メイクアップ用香粧品	90
理容文化論 (理容に特有なものとして) ・理容業の歴史	90	理容文化論 (美容に特有なものとして) ・美容業の歴史	90
理容運営管理 (理容に特有なものとして) ・理容業の現状等	60	理容運営管理 (美容に特有なものとして) ・美容業の現状等	60
理容技術理論 ・ヘアカッティング (短髪刈り込み中心) ・ヘアセッティング (七・三分け等いわゆる整髪) ・シェーピング ・理容マッサージ ・理容クリニック等	120	理容技術理論 ・ヘアカッティング (長髪カット中心) ・ヘアセッティング (ヘアウェーピング、ヘアカーリング、アップスタイル等 様々な技法) ・メイクアップ ・着付け技術 ・ネイル技術等	120
理容実習 (参考2参照)	800	理容実習 (参考2参照)	800
選択必修科目	600	選択必修科目	600
合計	2000	合計	2000

理容・美容実技講習課程の比較

(参考2)

理容師実技講習

ヘアカッティング 255時間	
男性スタンダードヘア	中心のカット
<u>刈上げ技術等</u> を修得するための基礎カッティング	
プロースカット(スポーツ刈り)	
デザインカット	
国家試験カット(刈上げ技術を活かしたミディアム・ロング)	
シザース(鉗)研磨	
姿勢、立ち位置、鉗の持ち方等トレーニング	
ヘアセッティング 90時間	
七・三分け等いわゆる整髪	
パーマネントセット 170時間	
アイパー、パンチパーマ等のパーマ	
ヘアーカラーリング 50時間	
シャンプーイング 75時間	
シェーピング 110時間	
レザー研磨を含む。	
エステティック(顔のみ) 35時間	
理容マッサージ 65時間	
接客法 30時間	

総計 880時間

美容師実技講習

ヘアカッティング 105時間	
女性長髪	中心のデザインカット
国家試験カット(グラデーション・ボブ・スタイル)	
ヘアセッティング 265時間	
ピンカール、	
フィンガーウェーブ、	
アップスタイル、	
編み込み 等	
様々な技法によるヘアスタイル技術の習得	
日本髪結	
パーマネントウェーブ 143時間	
ロッド等を用いたパーマ	
ヘアーカラーリング 55時間	
シャンプーイング 137時間	
長髪の洗髪、ヘアカラーリング後の洗髪等を重点的に教育	
エステティック 45時間	
メイクアップ 50時間	
着付け技術 45時間	
ネイル技術 35時間	

総計 880時間

東京都の代表的養成施設の例による。

理容美容におけるカット技術の概要

(参考3)

【理 容】

＜シザースの持ち方＞ 左手でシザースの鉗身を持ち、右手の薬指を薬指孔へ第2関節まで入れ、小指を小指掛けにかけ、示指と中指で薬指柄を抱え込むようにする。



＜コームの使い方＞ 右手でコームを持ち、左手の中指、薬指、小指を軽く握り、母指と示指ではさむようにする。母指と示指の指先で歯元の延長上を両側からしっかりとはさむ。(図 すくい刈持ち。その他、押し刈持ち、まわし刈持ちがある。)



＜カットの技法＞ シザースとコームを一体として運行する方法によりカットする。

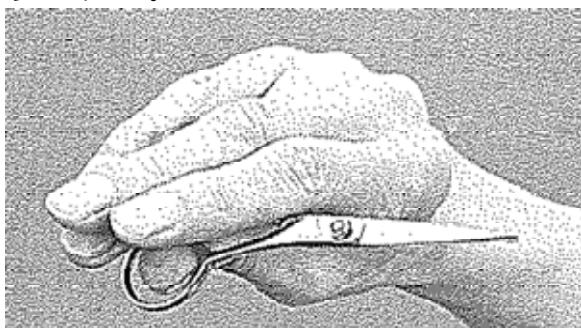


＜仕上がり＞

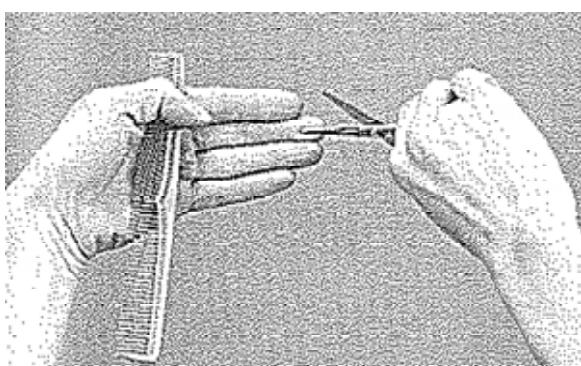


【美 容】

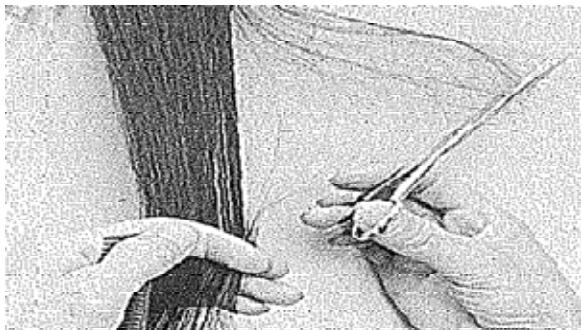
＜シザースの持ち方＞ 左手でシザースの要の部分を持ち、右手指をそろえ、左手より斜め45度の角度から薬指の第3関節を入れ、シザースを軽く握り動刃の母指孔に母指をそわせるよう当てる。



＜コームの使い方＞ コームを左母指に預け、カットの体制に入る。



＜カットの技法＞ 毛先まで平均に広げて持ちカットする。第2関節以上をカットする場合は自分の手を切りやすい。切る角度と方向によってヘアラインを形成する。



＜仕上がり＞



理容師試験及び美容師試験の試験科目(平成17年前期)

	理容師試験	美容師試験
筆記試験	<p>関係法規・制度 ・<u>理容師法</u></p> <p>衛生管理 ・公衆衛生、環境衛生 ・感染症 ・衛生管理技術</p> <p>理容保健 ・人体の構造及び機能 ・皮膚科学</p> <p>理容の物理・化学 (理容師試験に特有なものとして) ・<u>シェーピング用香粧品</u></p> <p>理容技術理論 ・ヘアカッティング (短髪刈り込み中心) ・ヘアセッティング (七・三分け等いわゆる整髪) ・<u>シェーピング</u> ・<u>理容マッサージ</u> ・<u>理容クリニック</u> 等</p>	<p>関係法規・制度 ・<u>美容師法</u></p> <p>衛生管理 ・公衆衛生、環境衛生 ・感染症 ・衛生管理技術</p> <p>美容保健 ・人体の構造及び機能 ・皮膚科学</p> <p>美容の物理・化学 (美容師試験に特有なものとして) ・<u>化粧液(美容エッセンス)</u> ・<u>メイクアップ用香粧品</u></p> <p>美容技術理論 ・ヘアカッティング (長髪カット中心) ・ヘアセッティング (ヘアウェーピング、ヘアカーリング、アップスタイル等様々な技法) ・<u>メイクアップ</u> ・<u>着付け技術</u> ・<u>ネイル技術</u> 等</p>
実技試験	<p>理容の基礎的技術 ・カッティング (ミディアム分髪スタイル)</p> <p>・<u>シェーピング</u> (ネックシェーピング、フェイスシェーピング及び顔面処置) ・<u>整髪</u> (分髪線のある基本整髪)</p> <p>理容を行う場合の衛生上の取り扱い</p>	<p>美容の基礎的技術 ・カッティング (グラデーションボブスタイル) ・<u>ヘアセッティング</u> (オールウェーブセッティング)</p> <p>美容を行う場合の衛生上の取り扱い</p>

理容師実技試験実技課題のイメージ

(参考5)

(カッティング)



(シェービング)



美容師実技試験実技課題のイメージ

(カッティング)



(ヘアセッティング)

